

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年11月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年4月1日（第2号及び第3号に掲げる職員にあっては、同年7月1日）から平成22年3月31日」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日」に改め、同条第2号中「100分の3.5」を「100分の2.8」に改め、同条第3号中「100分の2.5」を「100分の1.8」に改める。

第2条中「平成21年4月1日から平成22年3月31日」を「平成21年12月1日から平成23年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)